

社会福祉法人美土里会役員及び評議員等の 報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人美土里会（以下「法人」という。）定款第8条及び21条の規定に基づき、役員及び評議員等の費用弁償について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。又、評議員とは評議員及び評議員選任・解任委員会委員をいう。

(理事会及び評議員会等への出席費用弁償)

第3条 役員及び評議員等が理事会・評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により費用弁償を行うことができる。

(理事及び評議員等の報酬)

第4条 理事長が、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する福祉サービスの事業（以下「事業」という。）の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

- 2 理事が、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 3 評議員等が評議員会及び評議員選任・解任委員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員等が、法人業務のために出張する場合は、旅費等（実費弁償）を支給することができる。

(適用除外)

第7条 事業の職員を兼務する役員及び評議員等は、この規程を適用しない。

(改 正)

第8条 この規程を改正する必要が生じた場合は、評議員会の決議を経なければならぬ。

(附 則)

1 この規程は、新定款認可日から施行する。

(新定款認可日 平成29年1月24日)

別表1

名 称	費 用 弁 償
理事会出席費用弁償	2, 000円／1回
評議員会等出席費用弁償	2, 000円／1回

別表2

名 称	報 酬 額
理事長業務報酬	5, 000円／1回
理事及び評議員等業務報酬	5, 000円／1回
監事監査指導報酬	5, 000円／1回